

# 被災した皆さまへ各種手続きのご案内

## ■<sup>りさい</sup>罹災証明書の申請手続きについて

罹災証明書は、町の職員が被害認定調査を行い被害の程度を判定し、証明するものです。災害救助法による公的支援、税の減免、保険金等の手続きなどを受けるために必要となる場合があります。

### 【手続き方法】

- ①罹災証明書の申請（受付開始：7月27日（月）～）
  - ・罹災証明申請書（大崎町役場総務課又はホームページに掲載）
  - ・被害状況の写真（建物の全景4方向、浸水の高さが分かるもの、被害箇所など）
- ②調査員による現地調査
- ③被害程度の認定
- ④罹災証明の発行（調査終了後、随時発行します）
- ⑤各種被害者支援制度などへの利用（罹災証明書が必要となります）

### 【受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝祭日は休み）

### 【受付場所及び問い合わせ先】

大崎町役場 総務課 消防防災係 ☎099-476-1111（内線212・213）

## ■災害救助法による公的支援について

令和2年7月の豪雨災害により被災された方に対しまして、大崎町では以下の支援を行いますので、ぜひご活用ください。

### 【住宅の応急修理】

豪雨災害により、住家が「大規模半壊」、「半壊」または「準半壊」の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることが困難な世帯に対して、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する制度です。

### 【被服、寝具その他生活必需品の給与等について】

豪雨災害により、住家が「全壊」、「流出」、「半壊」または「床上浸水」（土砂が堆積等により一時的に住めない状態にあることを含む）の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を行う制度です。

### 【障害物の除去】

豪雨災害により、住家が「半壊」または「床上浸水」の被害があった世帯で住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する制度です。

※要件等の詳細な内容につきましては、保健福祉課社会福祉係までお問い合わせください。  
また、災害支援の詳細は町ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### 【受付場所及び問い合わせ先】

大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎099-476-1111（内線140・146）